

平成 29 年度  
事業計画書

平成 29 年 2 月

一般社団法人 全国建設業協会

# 目 次

まえがき	… 1
1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり	… 2
2. 地域社会を支える建設業の経営基盤の強化と 健全な発展のための対応	… 3
3. 建設業の担い手確保と労働災害防止対策の推進	… 6
4. 設立70周年に向けた諸活動の展開	… 9
5. 建設業における社会的責任への対応	… 9
6. 戦略的広報の展開	… 11
7. その他事業・行事の開催	… 12

## ま え が き

我が国経済は、アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているものの、我が国経済を取り巻く海外情勢や金融資本市場の動向は不確実性が増している状況にある。

一方、我々建設業界では、平成 29 年度の公共事業関係当初予算は、ほぼ横ばいながら 5 年連続の微増となったものの、大都市と地方との事業量の地域間格差や企業間格差が依然として顕在化・拡大化しており、地域建設企業が地域の安全・安心を守るために不可欠な人員や機材を維持する上で必要な事業量を確保できない地域も多く存在する。このため、地域建設業が、その経営の安定化を図りつつ、将来に亘って社会的使命を果していくために、地域建設業は如何に対応していく必要があるか、また、地方創生の観点も含め必要な事業量の在り方について、今後議論を一層進展させていく必要がある。

また、生産年齢人口が減少する中、これまで長年に亘る建設投資の大幅な減少と受注競争の激化等に直面した建設業界では、離職者の増加、若手入職者の減少といった構造的な問題が生じてきたところであり、今後の建設産業を支える「担い手の確保・育成」が、今まさに喫緊の課題となっている。

国土交通省では、建設産業を「人材投資成長産業」とする新たな方向性を打ち出し、これまで以上に「人」を重視した施策を展開するとともに、政府を挙げて「働き方改革」への取組も加速化している。また、平成 29 年は、「生産性革命前進の年」と位置付けられ、i-Construction を始めとする建設現場の生産性の大幅な向上を目指す取組も一層本格化することから、こうした動きに全建としても、より積極的に対応することが求められている。

このような状況を踏まえ、平成 30 年に設立 70 周年を控えている平成 29 年度の事業計画を次のとおり策定し、本年度より全建の使命を再確認しつつ、地域を支える地域建設業が着実に発展し、将来に亘ってその社会的役割を果していくために必要となる諸施策・諸事業を、各都道府県建設業協会との強力な連携の下、従来にも増して果敢に展開することとする。

# 1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり

## (1) 公共事業予算の持続的・安定的な確保と被災地の復旧・復興、 防災・減災対策の推進

平成 29 年度公共事業関係当初予算は、前年度予算を僅かに上回る 5 兆 9,763 億円とほぼ横ばいながら、5 年連続の微増となった。

しかし、工事量の地域間格差に加え、大手と中小の企業間格差が顕在化・拡大化し、建設企業が地域の安全・安心を守るために必要となる人員や機材を維持する上で必要な工事量を下回る地域も多くあり、地域のインフラ整備・維持管理や災害対応を担う地域建設企業は依然として厳しい経営環境に置かれている。そのため、地域経済の活性化や地方創生、社会資本整備に向け必要となる公共事業予算の持続的・安定的な増額確保を図るとともに、各地域の実情を踏まえた地方への重点的配分、更には「ゼロ国債」や「2 カ年国債」など施工時期の平準化を図るための予算的措置の拡充を図っていく必要がある。

また、東日本大震災からの復興・創生、熊本地震等被災地の復旧・復興を推進するとともに、激甚化する風水害や逼迫する南海トラフ巨大地震、首都直下地震等から国民の生命と財産を守り、国土強靱化を推進するための防災・減災対策など、将来に備えた災害に強い国土づくりが喫緊の課題となっている。

このため、全建としては、これら公共事業を強力的に推進するために必要な予算の増額確保等を行うため、その必要性等に関する具体的論拠を明らかにしつつ、各都道府県建設業協会と連携し、あらゆる機会をとらえて政府・関係機関等に提言・要望活動を行っていく。

さらに、大規模災害時に、円滑かつ迅速に復旧・復興が図られるために、工事量増大に伴う資機材・人員の逼迫等に対して予定価格の適切な設定等を行える積算方法等について、必要な提言・要望を行う。

## **(2) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進**

地域の建設業界が抱える諸課題や国土交通省の政策課題等について、官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国9ブロックにおいて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情等を踏まえ、積極的な意見交換を行うとともに、政府・関係機関等に提言・要望を行う。

## **2. 地域社会を支える建設業の経営基盤の強化と健全な発展のための対応**

### **(1) 品確法及びその運用指針等の更なる徹底**

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成を目的として改正が行われた品確法及びその運用指針の運用開始から2年が経過し、一定の改善は見られるものの残された課題も多いことから、引き続き地方公共団体、特に市町村等の運用、実施状況を注視することとし、各発注者における運用指針の運用状況、受注工事における収益状況等に関し調査・分析を行う。

また、「地方公共団体における最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況」の調査等により、各地方自治体の入札契約制度の改善状況等について情報収集を行う。

さらに、これらの調査結果等について、ホームページや「ZENKEN通信」等を通じて積極的に情報発信し、各地域における入札契約制度改正の要望活動等に資するよう情報の共有化を図る。

### **(2) 建設生産システムの高度化に向けた対応**

#### **①生産性向上に関する取組**

建設業におけるICT技術の推進、プレキャスト化等による規格の標準化、施工時期の平準化等、建設産業の生産性向上のために国土交通省が推進する施策に関する情報を収集し、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、会員企業が対応可能な生

産性向上に向けた環境整備が図られるよう、国土交通省の「i-Construction関連委員会」や「CIM導入推進委員会」等において提言・要望を行う。

また、i-Construction試行工事に携わる会員企業へのヒアリング調査等を通じて、積算基準や人材育成・設備投資への支援等、ICT技術導入に必要な環境整備に関する課題等を把握し、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

## ②建設生産システムに関する諸問題への取組

建設産業の将来のあり方を見据え、元請・下請の責任関係や、技術者・技能労働者等をめぐる建設業の構造的な課題を含めた建設業関連制度の基本的枠組みに係る課題に対応するため、会員企業における実態等を把握し、それらを踏まえて、国土交通省の「中央建設業審議会」、「建設産業政策会議」等において、地域を支える元請建設企業団体として、積極的な提言・要望を行う。

また、会員企業の現場担当者等との意見交換等を行い、会員企業が適正な施工を確保するために必要な建設工事の施工段階における諸施策や、適正な利潤を確保するための建設生産システムに関する課題を把握・整理し、政府・関係機関等に対し提言・要望を行う。

さらに、一連の基礎ぐい工事の問題を受けて策定した「基礎杭工事の施工における全建自主ルール（平成28年4月26日策定）」について、必要に応じてフォローアップする。

## ③建設技術者の技術力向上等への取組

建設工事の施工現場において、生産性や品質の向上及び安全の確保等に活用できる様々な工夫・改善事例等を収集し、ホームページ等を通じて情報発信するとともに、技術者の技術力と資質並びにプレゼンテーション能力の向上を図るため、「技術研究発表会」を開催する。今年度は、特に第10回の節目の発表会でもあり、事例募集及び発表会に係る広報内容等を充実させる。

### (3) 公共調達制度等への対応

#### ①社会資本の維持管理分野、まちづくり等に関する取組

急速に老朽化が進む社会資本の大更新時代を迎え、安全・安心な暮らしを確保する上で、今後、維持管理分野の重要性が一層高まることから、各地域の社会資本の老朽化対策等に関する知見等を収集する。加えて、維持管理分野に関する地域建設企業の果たすべき役割のうち、除雪について、短期間の大量降雪に見舞われた昨年度の冬期における除雪業務の状況等について調査し、必要な改善策等について政府・関係機関に働きかけを行うための材料提供を行う。

また、地域建設業の持つ技術力・知見等を社会資本の長寿命化、魅力的なまちづくり等のために主体的・積極的に活用し、地域社会に提案・発信する取組を進めるため、情報の収集・提供、顕彰等に努めることにより、こうした地域建設業の地域社会への働きかけを推奨する。

#### ②入札契約・総合評価等の改善に関する取組

事業の特性等に応じた入札契約方式の活用や中長期的な工事の品質確保、受発注者の業務効率化・高度化等の課題に対応するため、国土交通省の「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」等において、必要な提言・要望を行う。

また、「公共工事品質確保に関する議員連盟」等における議論の動向等を注視し、これに対応する各発注者の取組状況等の情報収集に努める。

### (4) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

#### ①税制・金融等を活用した経営改善のための取組

会員企業にとって経営の改善に必要な税制に関して、各都道府県建設業協会等から意見集約し、租税特別措置の改正・延長や運用・手続き等の改善について、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

また、会員企業の良好な経営環境を確保するため、地域建設業経営強化融資制度等の各種金融施策、「事業継続計画(BCP)」等の企業経営の改善に有効な施策の動向について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、必要に応じて講習会等を開催するほか、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

## ②環境関係法令への対応、建設副産物適正処理等への取組

建設副産物のリサイクルと適正処理を更に推進することを目的とした「建設リサイクル推進計画2014」を受け、建設企業がより一層高い意識を持って取り組めるよう、会員企業への情報提供に努めるとともに、建設廃棄物の適正処理に関する講習会や関連書籍等の刊行・改訂を行う。

また、環境関連法令等の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

## 3. 建設業の担い手確保と労働災害防止対策の推進

### (1) 地域建設業の将来の担い手確保・育成

#### ① 働き方改革への対応

将来の担い手となる若年労働者の入職の促進を図り、定着させていけるよう働き方改革の取組を通じ、魅力ある地域建設業界の職場づくりを推進する。

そのため、政府の「働き方改革実現会議」において検討が進められている実行計画等を踏まえ、地域建設業界が目指すべき働き方の方向性を明らかにする「働き方改革行動憲章(仮称)」を策定し、労働者の健康確保、ワークライフバランスの改善、更には生産性の向上や公正競争の実現への取組を加速化する。

また、あわせて、地域建設企業が、適切な事業活動を展開しつつ労働環境の改善に取り組めるよう、各種制度や事業発注における改

善等について、現場の実情を踏まえ、政府・関係機関に提言・要望を行う。

## ②人材確保・育成対策に関する取組

今後、熟練技能を有する高年齢層の労働者の大量離職が見込まれる中で、引き続き「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」及び「建設業における女性の活躍の場の拡大へのロードマップ」に基づく取組等を進め、若者・女性はもとより、高齢者、外国人など多様な人材の活躍を推進する。

また、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」に参画し、地域における担い手確保・育成のためのネットワーク構築と、プログラム・教材及び広報の充実に取り組む。加えて、富士教育訓練センター、三田建設技能研修センター等の職業訓練施設に係る情報交換、相互協力を進めるとともに、各種支援制度等を活用した人材育成・確保対策を推進する。

## ③建設キャリアアップシステムへの対応

建設技能労働者の技能・経験に応じた適切な評価・処遇の実現と現場管理の効率化を目的とした建設キャリアアップシステムは、本年秋の本格稼働に向けて準備が進められているが、引き続き「建設キャリアアップシステム運営協議会(仮称)」等を通じ、システムに参加したいと考える地域建設企業が参加しやすい環境を整備するとともに、社会保険料、建退共掛金、安全経費等の積算等に係る公共と民間工事の格差是正に向けた取組や、公平で客観的な建設技能労働者評価基準の策定等を求めていく。

また、システム運用開始後は、懸念される技能労働者の囲い込みの加速化や、地方の元下関係への影響及び現場管理業務の効率化等について、利用状況を把握しつつ、適時適切に必要な改善要望等を行う。

## (2) 労働安全衛生対策の推進

建設業の労働災害は減少傾向で推移しているが、これは近年のリスクアセスメントへの取組の進展が要因の一つとも考えられることから、第12次労働災害防止計画の最終年度となる本年度も、これらを内容とする現場の技術者や職長等を対象とした「労働安全を中心とした研修会」を開催する。

また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会大会施設工事安全衛生対策協議会」や「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会」等に参画し、労働災害防止の観点からも、適切な工期設定や安全衛生対策経費の確保等について、改善への取組を求めていく。

さらに、昨年12月に成立した「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の施行に対応した動きを注視し、政府・関係機関に対し必要な提言・要望を行う。

## (3) 建設労働者の福祉向上への取組

社会保険加入促進計画の達成状況を確認しつつ、必要なフォローアップを行うとともに、建設業退職金共済事業に係る掛金の口座振込・振替方式の導入に向けた検討に対しては、共済契約者の事務の効率化等に資するものとなるよう求めていく。

また、「全国建設労働問題連絡協議会」においては、労務問題に関する時宜を得たテーマを設定し、各都道府県建設業協会の取組状況等を交えた意見交換を行い、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

## 4. 設立70周年に向けた諸活動の展開

### (1) 記念事業の検討・準備

平成30年に設立70周年を迎えるに当たり、記念事業として70年史及び別冊（建設業界の軌跡等に関するインタビューなど）の制作、記念式典、功労者特別表彰等の記念事業について検討し、所要の準備を進める。

### (2) 設立70周年に向けた積極的な情報発信

今年度及び平成30年度の2カ年をかけ、全建設立70周年を契機として、「全建ジャーナル」の発行、ホームページによる情報提供等全建の諸活動を通じて、全建が果たしてきた役割、これからのあるべき姿等について積極的に情報発信する。

### (3) 地域建設業の将来展望策定への取組

国土交通省に設置されている建設産業政策会議における地域建設業の今後のあり方に関する取りまとめも踏まえつつ、地域建設業が将来に亘ってその社会的役割を果していくための更に充実した展望を、設立70周年を契機として策定することとし、総合企画委員会の下に専門委員会を設置し、各都道府県建設業協会等への意見募集、若手経営者等有識者ヒアリングを行う等、将来展望策定に向けた取組を行う。

## 5. 建設業における社会的責任への対応

### (1) 災害対応に係る体制の整備

自然災害が頻発する中、各都道府県建設業協会が行う災害予防や応急復旧活動の状況等について、情報を収集・整理し、速やかに国土交通省等関係機関へ情報提供するなど、情報の共有化と連携強化に向けた取組を進める。

また、災害対策基本法に定める「指定公共機関」に指定されている全建としての役割を果たすため、防災業務計画に基づき、各都道府県建設業協会や関係行政機関との連絡体制の確立、情報の共有化等、災害対応に係る体制を整備するとともに、国等が実施する防災訓練へ継続的に参画する。

さらに、指定公共機関としての全建本部の災害対応力をより充実したものとするため、全建が被災した場合の代替施設の確保等、防災業務計画を拡充する。

## **(2) 建設企業(団体)行動憲章に基づくコンプライアンスの徹底**

2020年東京オリンピック・パラリンピックやリニア中央新幹線等の関連工事が本格化することに伴い、暴力団等反社会的勢力の介入も懸念され、違法行為が発生すれば国民の信頼を損ねる事態となる。

このため、各都道府県建設業協会並びに会員企業に対し、「建設企業(団体)行動憲章」のより一層の周知と、会員企業のコンプライアンスの更なる徹底に取り組む。

## **(3) CSR 活動の推進**

建設業が国民・社会からより信頼される産業となるため、法令遵守、地域社会への貢献、自然環境への配慮など、建設業が果たすべき役割とその重要性を認識し、CSR活動の推進に努めるとともに、啓発用のポスター等を活用し、その周知・徹底を図る。

## **(4) 建設業における社会貢献活動の推進**

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を更に推進するため、7月を「建設業社会貢献活動推進月間」として中央行事を開催し、優れた活動事例を顕彰する。

また、優秀な活動事例を事例集として取りまとめるとともに、新たにPR用のパンフレットを作成・配布し、建設業の社会貢献活動の啓発・広報に努める。

## 6. 戦略的広報の展開

### (1) 積極的な広報活動の推進

全建の取組やイベントについて、全建ホームページや広報誌「全建ジャーナル」を活用するほか、広報マニュアル「プレスリリースの方法」に基づき、積極的かつタイムリーな情報発信を行う。

また、行政機関が主催する「総合水防演習」、「子ども霞が関見学デー」及び本年度初の地方開催となる「防災推進国民大会」に地元建設業協会と連携して参加・出展するとともに、「建設産業戦略的広報推進協議会」にも積極的に参画し、地域建設業の活動を広く国民・社会にアピールする。

なお、「全建ジャーナル」については、昨年度に実施したアンケート結果に基づき、より効果的な広報ツールとなるよう誌面の充実を図る。

### (2) 広報体制の充実・強化

全建ホームページや「全建ジャーナル」を活用し、各都道府県建設業協会が行っている広報活動をより積極的に紹介するとともに、広報セミナーの開催等を通して、広報マインドの醸成と広報的知識の習得に資する取組を展開することにより、地域建設業の情報発信力の充実・強化に努める。

## 7. その他事業・行事の開催

### (1) 建設関係功労者表彰

全建表彰規程・基準に基づき、建設業の振興・発展に貢献された全建役員・会員企業に対し表彰を行う。

### (2) 慰霊法要等の実施

建設現場等において不慮の災禍に遭われ、殉職された方々の御霊を供養するため、増上寺境内にある土木建築殉職者慰霊塔において、慰霊法要を執り行う。

### (3) 各種報告書、出版物等の刊行

各事業活動での成果を、報告書及び出版物として取りまとめ、広く会員その他に配布・販売する。

### (4) 経営者層の研鑽のための建設工事・施設見学会等の開催

経営者層の技術の研鑽を深めるため、大型建設工事、最先端技術が導入された建造物等を対象に、建設工事・施設見学会等を実施する。

### (5) 関係機関、諸団体等との意見交換、情報交換等の実施

建設業界が抱える諸課題や国の政策課題等について、適切に対応するため、関係機関、諸団体等と積極的に意見交換、情報交換を行い、連携の強化を図る。

### (6) その他

今後の情勢を踏まえ、必要な場合には所要の事業・行事等を実施する。